



“反マスク訴訟”の口頭弁論期日が釧路地裁で開かれました

マスクはワクチン推進の小道具にすぎず、有効性はありません！

1 自己紹介

私は、平成27年の弁護士登録以来、子宮頸がんワクチンの薬害問題に取り組んできた弁護士として、令和3年7月30日に「新型コロナワクチン接種の中止」を求めて、国を相手取って「反ワクチン訴訟」（武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求訴訟）を東京地方裁判所に提起した弁護団の主任弁護士です。

反ワクチン訴訟は、本年1月13日に第2回口頭弁論期日が開かれました。しかし、提訴されてからすでに約半年が経過するのに、国はワクチンの有効性と安全性を示す証拠を一切提出せず、引き延ばしを図っています。ワクチンの有効性と安全性を示す証拠が出せないのは、かかる証拠が一切存在しないからに外なりません。

第3回口頭弁論期日は4月26日（火）午前11時30分に東京地方裁判所で予定されています。



反マスク訴訟弁論後の囲み取材
(左が福地裕行・白糠町議、右が木原)

2 反マスク訴訟（釧路地裁）

また、反ワクチン訴訟の関連訴訟として、「反マスク訴訟」（マスク着用義務不存在確認等請求訴訟）を釧路地方裁判所に提起しており、3月10日に第1回口頭弁論期日が開かれ、在釧のマスメディアから取材を受けました。

この事件は、令和3年7月、北海道白糠町（釧路総合振興局管内）の町議会議員である福地裕行氏が、マスク着用を強いられている住民の生活環境の改善するための行動表現としてマスク不着用で議場に入ったところ、富田忠行議長から発言禁止処分を受けたため、同処分の取消し及び白糠町に対する損害賠償を請求する訴訟であり、私は、福地議員の弁護団の一員として、この裁判を戦っています。

第1回口頭弁論期日では福地議員の堂々たる意見陳述がなされました。裁判所は、意見陳述の後に弁論を終結し、判決言渡し期日を3月29日と指定しました。弁護団は、この訴訟の必勝を期して戦ってまいります。

3 マスク推奨の目的・有害性

ところで、マスク推奨の目的が、ワクチン推進のための「小道具」に過ぎないことをご存じでしょうか？

すなわち、製薬会社との間で大量のワクチン供給契約を締結してしまった日本政府は、多くの人にワクチンを接種させるため、ウイルスに対する恐怖感を煽りこれを継続させる手段として、マスク着用を日常化させているのであり、感染症の予防が目的ではありません。現に、国民は2年近くマスク生活を余儀なくされているのに、コロナ禍が一向に収束する見通しが立たないのは、マスクに有効性がないことの何よりも証拠です。

マスクの着用は、感染症対策として無益どころか極めて有害であり、それを裏付ける医学論文は多数存在します。例えば、マスクにより酸欠状態になりSpO₂（血中酸素濃度）が低下する(PMID:18500410)、マスクの使用とインフル感染の予防効果を示した研究は存在しない(PMID:22188875)、感染リスクを減らすマスクの有効性を支持するエビデンスはほぼ皆無である(PMID:20092668)などです。しかも、WHO（世界保健機関）は、令和2年6月5日まで、健康な人がマスクを着用すべきだと判断するには十分な証拠はないとしていたほどなのです。

4 ノーマスク、鼻出しマスク、あご掛けマスクの励行

「鼻呼吸こそが天然のマスク」（元岡山大学病院・岡崎好秀）と言われますが、マスクをすると呼吸が苦しくなって口呼吸になりやすく、むしろウイルス侵入の原因となり、感染拡大につながります。まさに「口呼吸は万病のもと」なのです。それゆえ、鼻呼吸を徹底させて免疫を高めるためにもマスクを外すべきであり、せめて「鼻出しマスク」「あご掛けマスク」を励行して、鼻だけでもマスクから出すように努めましょう。

【裏面に続く】

マスメディアでも「ワクチン後遺症」問題が取り上げられるようになりました

ワクチン薬害が隠し切れなくなっています！

1 ワクチン薬害の状況

厚労省が令和4年2月18日に発表したデータによると、**新型コロナワクチンの副作用疑いのある死者が全国で1,474人に達しました。**

しかし、国は、コロナワクチンについては「安全性において重大な懸念は認められないと評価された」「ワクチンとの因果関係があると結論づけられた死亡例は存在しない」と放言し、被害者を救済しようとしません。すなわち、予防接種法では、ワクチン副作用により死亡した場合には遺族に補償金が支払われることになっていますが、国がこれまでにワクチン接種と死亡との因果関係を認めないため、一件も救済されていないのです。

例えば、令和3年5月に接種後わずか4時間後に亡くなったケース（神戸市北区の73歳の女性、）ですら、国は「持病の糖尿病が悪化した」とうそぶいて救済しないのです。こんな残酷な「棄民行為」がまかり通っているのが、現在のワクチン行政なのです。

2 ワクチン後遺症に関する報道と名古屋市取り組み

しかし、最近はややマスメディアなどでワクチン後遺症の問題が取り上げられるようになりました。例えば、サンテレビ（神戸市）の2月14日のニュース番組では、ワクチン接種後に歩行困難になった女子中学生や記憶障害に陥った男子高校生が取材されたほか、中部日本放送（名古屋市）では後遺症の問題が頻繁に取り上げられています。

この流れを受けて、名古屋市の河村たかし市長は、3月中にワクチン後遺症相談窓口を開設すると表明しました。すなわち、国の救済対象となるワクチン副作用は、接種後すぐに発生した「急性アレルギー反応」がほとんどで、寝たきりなどの「慢性的な体調不良」は副作用として認められていないことから、名古屋市としてその救済に取り組もうとしており、自治体として取り組むのは全国初です。

3 国政政党の怠慢

しかし、このような動きはごく少数で、国とほとんどの自治体では、ただひたすらワクチンを推奨するのみで、死亡例や後遺症例についてろくに調査や検証をしないまま、3回目の接種、5～11歳の児童に対する接種に突入しました。

それを支えているのが既成の国政政党であり、与野党を問わず「コロナ利権」「ワクチン利権」をむさぼっているため、ワクチン薬害の問題に取り組む気がありません。特にひどいのは公明党（創価学会）と共産党であり、この二党は子宮頸がんワクチンの時から製薬会社に尻尾を振って、ワクチンの旗振り役を務めて薬害を拡大させてきたのです。

私はこれからも、厚労省の薬漬け行政やワクチン利権ズブズブの国政政党と、徹底的に対峙してまいります。

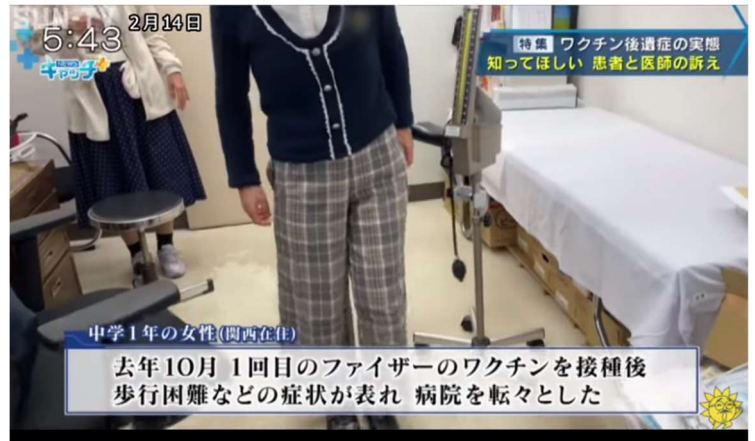
【反ワクチン運動基金へのご寄付のお願い】 私が代表を務める「反ワクチン運動基金」は、反ワクチン訴訟を含む「ワクチン中止」のための諸運動を支援する団体であり、運動をより一層推進させるため、当基金へのご寄付をお願いします。寄付のみを希望される方は、寄付金を下記口座に直接お振込みください。その他の詳細は、当基金のHP (<https://hanwakukikin.jp>) をご覧ください。

（振込先口座）みなと銀行・本店営業部・普通・1993061・反ワクチン運動基金

弁護士 ^{くにや}木原功仁哉 37歳

電話 06-6809-2562 E-mail info@kihara-law.jp
FACEBOOK <https://www.facebook.com/kiharakuniyalawfirm>
Twitter <https://twitter.com/kiharakuniya>

経歴 昭和59年神戸市生まれ、神戸市立御影北小学校、滝川中・高等学校、京都大学工学部物理工学科、大阪市立大学法科大学院各卒業、平成27年弁護士登録（東京弁護士会）、令和2年大阪弁護士会に登録換え、令和3年独立開業・反ワクチン訴訟を提起（主任弁護士）、同年10月執行の衆院選では「ワクチン中止」を掲げて兵庫1区から立候補し7174票（得票率3.4%）を獲得
現在は、今年7月の参院選への立候補を目指して真正保守新党「祖国再生同盟」を結成し、代表に就任



ワクチン後遺症を特集したテレビ報道

※サンテレビ HP より引用 (<https://sun-tv.co.jp/suntvnews/news/2022/02/14/48927/>)

毎週土曜日（11時～14時）、反ワクチン運動基金神戸事務所（神戸市灘区鹿ノ下通2-4-14）で交流会を行っています。ぜひ遊びに来てください！

